

令和3年度北海道環境教育等行動計画の推進状況に関する点検結果

道では、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりを進めるため、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、行動計画に基づき、道民や民間団体等と協働して、本道の環境教育や環境保全活動等の一層の推進を図っていくこととしている。

また、行動計画の推進状況を把握するため、指標を設定するとともに、行動計画の推進施策や道の関連施策の実施状況、市町村や民間における取組事例等を取りまとめ、毎年度点検し、公表することとしている。

1 指標の状況

環境配慮活動実践者の割合について、令和元年度に実施した道民意識調査結果によると、日常において環境に配慮した行動をどの程度行っているかという問いに対して60%であったのに対して、今年度実施した環境配慮行動に関するアンケート調査結果では、環境や環境の取組に関心がありますかという問いに対して、88%と高い値を示した。ただし、今年度実施した調査は、道民意識調査とは異なり、設問や対象者を限定しており、もともと環境に関心のある層からの回答者が多かったことが想定されるため、実際の環境配慮活動実践者の割合は低いと予想される。

環境管理システムの認証取得事業所数については、計画策定時から毎年度減少していたが、直近の2年間は横ばいで推移している。現在は、認証取得する際の費用対効果の観点などにより、認証を維持しなくても同等の環境配慮活動ができると判断している事業所も増えてきていると思われるため、数字上は横ばいであるが、CSR活動が重要視されている近年の状況を鑑みると、実際の事業者の環境配慮活動については、増加傾向にあると予想される。

環境教育に取り組んでいる学校については、小中学校とも全体計画を作成している学校が100%に達したため、指標の目標は達成した。

なお、環境教育や環境保全活動の推進状況を把握するため、3つの指標を設定しているが、より実態を把握するための指標について、今後検討していく予定。

2 令和2年度における行動計画における推進施策・関連施策の実施状況

行動計画においては、「人材の育成・効果的な活用」や「機会の提供・環境配慮行動の意識付け（以下「機会の提供等」という。）」などの6区分について、合わせて34の推進施策を掲げている。

行動計画の施策の区分 [推進施策数]	
(1)	人材の育成・効果的な活用 [4]
(2)	機会の提供等 [6]
(3)	拠点機能の整備(既存施設の整備を含む) [11]
(4)	協働取組の推進 [5]
(5)	情報の提供 [5]
(6)	調査研究 [3]

道では、行動計画の初年度(平成26年度)から毎年度、推進施策につながる事業(以下「関連施策」という。)を90程度実施している。

主な施策は次のとおり。

(1) 人材の育成・効果的な活用

- ・子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや、指導者の育成を行う「環境の村事業」を実施
- ・地域の民間団体等による自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「eco-アカデミア」を実施 等

(2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け

- ・地域における環境教育・環境保全活動を進めるため、各(総合)振興局が主体となり、市町村等と連携して、環境学習バスツアーや自然体験教室などを行う「地域環境学習普及事業」を実施

(3) 拠点機能の整備(既存施設の整備を含む)

- ・環境教育促進法に基づき、民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の「体験の機会の場」を都道府県知事が認定する制度の周知

(4) 協働取組の推進

- ・道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するために設置された「環境道民会議」におけるセミナーの開催、情報交換、情報共有
- ・小・中学校教員や市町村職員などを対象とし、環境教育や環境保全活動を推進する「プログラム実践講座」を実施 等

(5) 情報の提供

- ・道や公益財団法人北海道環境財団などにより、メルマガやHPを活用し、定期的に環境に関する情報を発信
- ・道の生物多様性ポータルサイトにより、生物多様性保全に関する情報を発信 等

(6) 調査研究

- ・「環境保全推進委員への意向調査」
- ・環境教育に関する学習プログラムや教材の研究開発 等

多くはソフト事業で、中でも「機会の提供等」に連なるものが最も多く、この区分の推進施策が軸となり、その他の推進施策とあいまって行動計画を進めている。

3 道内における環境保全活動、協働取組、環境教育の取組事例

「道内の環境保全活動、協働取組、環境教育等の取組事例(以下「取組事例」という。)」の令和2年度実績について、各市町村等を通じて取りまとめたところ、622件の取組事例があった。(平成30年度取組事例数は513)。取組事例においては、環境教育を意識しながら環境保全活動及び協働取組を行う、複合的な取組が数多く見受けられる。また、行動計画の推進施策と取組事例については、「機会の提供等」、次いで「協働取組の推進」との関わりが深い状況。

今の状況を反映した傾向としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、68の事業が中止となっており、コロナ禍の中、自然体験活動や環境美化活動など、屋外

をフィールドとする対面の環境教育・環境保全活動の実施の難しさが表れている。一方、オンラインを活用したアクティビティ体験プログラムの開発など、コロナ禍をきっかけとした新たな手法も生まれてきており、遠隔地との連携や遠方からでも参加しやすくなった点についてはオンラインの強みである。

4 今後の方向性

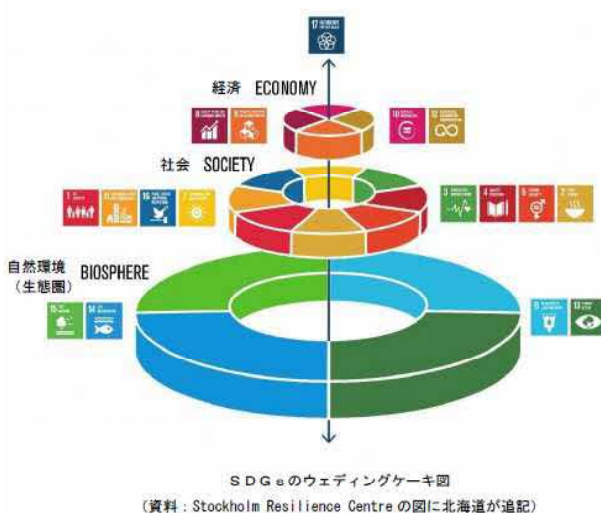
(1) 道の取組について

・計画の目指す方向は、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりの推進であり、人を育てるには継続性のある取組が必要であることから、引き続き6区分から成る34の推進施策に取り組みます。

・引き続き取組事例の収集に取り組むとともに、優良取組事例について関係機関・団体へ情報提供を行うなど、環境教育等の取組のより一層の普及に向けて、広く情報発信します。

(2) 行動計画とSDGsとの関係について

ストックホルムレジリエンスセンターが考案した、SDGs^{※1}のウェディングケーキ図では、環境を基盤として、その上に経済社会活動が存在している。つまり、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境あって初めて持続的に行うことができることを表している。



このように、環境問題は、経済・社会的側面と複雑かつ密接に関連しており、行動計画では、特にSDGsの17番「パートナーシップで目標を達成しよう」を意識した環境教育等の推進を通じ、SDGsの達成に貢献していく。

※1 SDGs (エスディージーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会の共通目標。

「17の目標」と「169のターゲット (具体目標)」で構成されています。

(3) 新たな指標の検討について

現行動計画については、平成26年3月の策定後、おおむね10年間の計画となっているが、第2次計画の策定に向けて、環境教育や環境保全活動等の取組の推進状況について、より実態を表すために、SDGsなど近年の社会情勢等の変化や現行動計画の現状と課題を踏まえた指標の検討を行っていく予定。

[指標の状況]

別紙1のとおり

[行動計画における推進施策・関連施策の実施状況]

別紙2のとおり

[取組事例]

別紙3のとおり